

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、本来、日本語を、音声ではなく、手や指、体の動きや向き、顔の表情などを使って表現する独自の語彙や文法を持つ言語でした。ろう者にとって、手話は聞こえる人たちにとっての音声言語と同様に、情報の取得・意思表示やコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

栃木県の聾学校においては、手話が禁止されていた時代もありました。しかし、昭和40年代に手話を研究し、音声日本語と手話表現を同時に行う「同時法」として、全国に先駆けて手話を教育に取り入れました。これは、大変誇らしい歴史となりました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は、国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全ての障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また同法22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化を義務付けております。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学ぶことができ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本市議会は、政府と国会が下記の事項を講ずることを強く求めるものです。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学ぶことができ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月29日

栃木県日光市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

} あて